

京都大学優秀女性研究者表彰要項

(目的)

第1 この要項は、優れた研究成果を挙げた京都大学（以下「本学」という。）の若手女性研究者を顕彰することによりその研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、京都大学優秀女性研究者賞を創設するとともに、その表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2 表彰は、本学に所属する40歳未満の若手女性研究者（博士課程（後期3年の課程又はこれに相当する課程に限る。）に在学する者を含む。）で、国内又は国外において学術上優れた研究成果を挙げたと認められる者に対して行うものとする。

(推薦)

第3 本学の教職員は、第2に該当すると認める者を推薦することができる。

2 前項の推薦に関し必要な事項は、研究担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める。

(優秀女性研究者賞選考委員会)

第4 京都大学優秀女性研究者賞の選考を行うため、本学に優秀女性研究者賞選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第3第1項の規定により推薦のあった者について選考を行うものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 担当理事

(2) 女性研究者支援センター長

(3) その他総長が必要と認める者 10名程度

4 前項第3号の委員は、人文・社会科学又は自然科学の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、総長が委嘱する。

5 第3項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第6 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第7 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(表彰の決定)

第8 表彰の決定は、委員会の議を経て、総長が行う。

(表彰)

第9 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈するものとする。

(事務)

第10 本表彰に係る事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成20年9月9日から実施する。